

知的財産庁 (セルビア) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 R S. I
国内処理申請様式	附属書 R S. II

略語のリスト

国内官庁：	知的財産庁（セルビア）
P L：	2011年，2017年，2018年，2019年，2021年特許法
L R：	2004年P C Tを批准する法律
L A P：	2016年行政手続に関する法律
R P L：	2019年特許法に基づく規則

指定（又は選択）官庁 RS	知的財産庁 （セルビア） 国内段階に入るための要件の概要	概要 RS
------------------	------------------------------------	----------

知的財産庁（セルビア）による国内特許の登録を望む場合：

国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 ¹ PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月 ¹
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？ 権利回復手数料 ²	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める RSD 4,960 国内官庁は、出願人が所定の期間内に次の手続を行った場合、国際出願から生じる権利の回復を認める。 1) 権利回復請求を行い、不履行の行為すべてを遂行する。 2) 不履行の行為の適時遂行を妨げた、それを正当化するすべての理由を陳述する。 3) 管理手数料の支払証拠を提出する。 請求は、不履行の理由が解消した日から3か月以内、又は出願人が不履行について事後的に知った場合には、出願人が不履行について知った日から3か月以内であって、遅くとも期間不遵守となった日から12か月以内に行う。
要求される国際出願の翻訳文の言語 ³	セルビア語
要求される翻訳文 ³	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、出願人は国際出願の写しを送付すべきである。これは、出願人がPCT第23条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始することの明示の請求を行った場合が考えられる。
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない。国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めない。カラー図面が提出された場合、国内官庁は図面を白黒に変換する。

[次頁に続く]

- 1 出願人が国内段階の繰延移行をするための追加手数料を支払った場合には、期間を30日延長することができる。
- 2 この手数料は自然人による国際出願について50%減額される。
- 3 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

R S	知的財産庁（セルビア）（続き）	R S
国内手数料 ⁴	通貨：セルビア・ディナール（RSD） 特 許： 出願手数料 ⁵ …………… RSD 9,920 10個を超える請求の範囲ごとの手数料 ⁵ …………… RSD 970 国内段階の繰延べ移行の場合の追加手数料 …… 出願手数料 の50%加算 国際出願についての減額審査手数料 ⁵ …………… RSD 9,920 最初の3年分の年金 ⁵ …………… RSD 13,910 小特許： 出願手数料 ⁵ …………… RSD 9,920 国内段階の繰延べ移行の場合の追加手数料 …… 出願手数料 の50%加算	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	自然人が国際出願を行った場合，手数料は50%減額される（附属書R S. I 参照）	
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2） ⁶	出願人がセルビアに居住していない場合には，代理人の選任 国際出願日の後に出願人が変更されたが国際事務局からの通知 （様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていない場合には， 国際出願の譲渡書類 出願人が発明者でない場合には，特許についての出願人の権利 を正当化する説明書 ⁷ 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局から の通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていない場合 には，出願人の名称変更を証明する書類 国際出願の翻訳文3通 該当すれば，電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対する手続のために弁理士として登録されている 者，又はセルビアの登録弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （P C T規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用す る。	
欧州特許を望む場合：附属書B 2の欧州特許機構（E P）を参照		

⁴ 脚注3を参照。

⁵ 脚注2を参照。

⁶ P C T第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

⁷ 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

RS. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別な様式を用意している（附属書RS. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

RS. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

RS. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書RS. I に概説されている。

RS. 04 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。

PL Art. 40

RS. 05 年金

最初の年金は、国際出願日から3年目について支払う。その後の年金は、国際出願日の各年の対応日前に支払わなければならない。この期間内に支払われなかった場合であっても、期日後6箇月以内に50%の割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書RS. I に示されている。

PL Art. 103

RS. 06 審査請求

特許は実体審査後に限り登録され、審査請求が要求される。請求のための特別な様式はない。出願人が審査請求しなければ、特許付与出願は拒絶される。

RS. 07 審査請求は調査報告の公開日から6箇月以内に行わなければならない。

RS. 08 審査請求は、審査手数料を支払った場合にのみ有効となる。この手数料の額は附属書RS. I に表示されている。期間内に審査手数料が支払われなかった場合であっても、国内官庁からの通知を受領した日から30日以内に遅延支払の割増料を伴い支払うことができる。

PL Art. 90

RS. 09 優先権書類

優先権書類は、国内段階移行日から3箇月、又は主張する最先の優先日から16箇月のいずれか早く満了する期間内に提出する。

PCT Art. 28

RS. 10 出願の補正及びその時期

41

PL Art. 101

出願人は特許付与前であれば国際出願を補正又は補充できるが、出願の主題の範囲を拡張しないことを条件とする。出願人は調査報告の受領前に明細書、請求の範囲及び図面を補正することができない。調査報告の受領後、出願人は自発的に明細書、請求の範囲及び図面を補正することができる。補正後の請求の範囲は、出願時にクレームしていた発明若しくは発明グループと組み合わせた場合、出願時に保護を求めていた単一の発明概念を構成しない未調査の主題に関係してはならない。

PCT Art. 24(2)

48(2)

PCT Rule 82bis

RS. 11 期間を遵守しなかったことによる延滞についての許容

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

RS. 12 国内段階へ移行する期間、実体審査請求期間及び実体審査手数料の支払期間は、請求によって、手数料の支払（附属書RS. I を参照）を条件として、30日延長することができる。

LAP Art.	93	RS. 13 出願人は、国際出願に関して行為するための手続期間を遵守しなかった場合、回復を請求することができる。回復請求では、期間を遵守しなかった原因となった状況を、少なくとも納得できる程度まで説明しなければならない。更に、適時に書類を提出しなかったことが回復請求の理由である場合には、所定の期間内に提出すべきであった書類を請求に添付する。この請求は、遅滞の原因となった状況が存在しなくなった日から、又は当事者がその不存在を後に知った場合に限りその不存在を知った日から、8日以内に行わなければならない。回復請求は、遅滞となった書類提出又は行為の期日から3箇月以内に限り認められる。
PL Art.	73	RS. 14 出願人が国際出願に関して行為するための期間を遵守せず、その不遵守の法的帰結として出願又は付与権利から生じる権利の喪失に至った場合には、権利回復を請求することができる。出願人は請求理由を述べ、遵守しなかった行為すべてを遂行し、理由を裏付ける証拠を提出し、出願又は付与権利から生じる権利回復の請求手数料の支払証拠及び費用の支払証拠を提出して、権利回復を請求しなければならない。権利回復は、遵守しなかった状況が存在しなくなった日又は権利回復の請求人が不遵守について後に知った場合には不遵守について知った日から3箇月以内であって、遅くとも期間不遵守となった日から12箇月以内、又は請求が維持手数料不払に関するものであれば当該維持手数料を支払うための追加期間の終了日から12箇月以内に請求する。
PCT Art.	25	RS. 15 PCT第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。国内段階で国内官庁が否定的な決定をした場合（PCT第25条の規定に基づく検査の請求の場合を含む）、出願人は決定の受領日から15日以内に政府に審判を請求できるが、PL第67条に規定する場合を除く。政府の決定は最終的なものであるが、政府決定の受領日から30日以内に、その決定に対して行政訴訟手続を提起することができる。
PCT Rule	51	
PL Art.	67	
PL Art.	163	RS. 16 小特許 RS.19の規定に従うことを条件として、出願人がセルビアにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて小特許の取得を希望する場合には、PCT第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を通知する。小特許は出願に記載する製品の構造又は構成部品の配置に関するものに限り付与される。小特許の保護期間は国際出願日から10年である。
	39	
PCT Rule	49bis.1(a) 76.5	
PL Art.	164	RS. 17 小特許の国内段階の要件は特許に関するものと基本的に同じである。ただし小特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性について審査されない。
PL Art.	163	RS. 18 小特許の独立請求の範囲は1つのみ、従属請求の範囲は4つまで認められる。
PL Art.	166	RS. 19 出願変更 特許付与前であればいつでも、その旨の請求及び関連手数料の支払（附属書RS. Iを参照）を条件に基づき、国際特許出願を小特許出願に、又は国際小特許出願を特許出願に変更することができる。

手 数 料

(通貨：セルビア・ディナール)

特 許：

出願手数料 ¹	9,920
10個を超える請求の範囲ごとの請求手数料 ¹	970
国内段階へ繰延べ移行する追加手数料	出願手数料の50%加算
調査手数料（国際調査報告が行われていない場合） ¹	19,910
審査手数料 ¹	9,920
審査請求の遅延提出の割増料 ¹	5,970

年 金^{1,2}：

－第3年度，国際出願日から起算	13,910
－第4年度，国際出願日から起算	16,890
－第5年度，国際出願日から起算	19,910
－第6年度，国際出願日から起算	23,850
－第7年度，国際出願日から起算	27,800
－第8年度，国際出願日から起算	31,800
－第9年度，国際出願日から起算	35,790
－第10年度，国際出願日から起算	39,780
－第11年度，国際出願日から起算	47,770
－第12年度，国際出願日から起算	55,720
－第13年度，国際出願日から起算	63,690
－第14年度，国際出願日から起算	71,620
－第15年度，国際出願日から起算	79,570
－第16年度，国際出願日から起算	87,550
－第17年度，国際出願日から起算	95,500
－第18年度，国際出願日から起算	103,460
－第19年度，国際出願日から起算	111,400
－第20年度，国際出願日から起算	119,350

優先権回復手数料

3,990

権利回復手数料

4,960

小特許：

出願手数料¹

9,920

国内段階へ繰延べ移行する追加手数料

出願手数料の50%加算

年 金¹：

－第3年度，国際出願日から起算	13,910
－第4年度，国際出願日から起算	16,890
－第5年度，国際出願日から起算	19,910
－第6年度，国際出願日から起算	23,850
－第7年度から第10年度，国際出願日から起算，各年	27,800

1 この手数料は自然人による国際出願について50%減額される。

2 最初の年金は国際出願日から第3年度について支払う。その後の年金は国際出願日の各年の応当日前に支払う。期間内に未払であっても支払期日から6か月以内に50%の割増料を伴い支払可能である。

特許出願から小特許出願への変更請求又はその逆の手数料 ³	3,990
期間延長手数料 ³ :	
－30日までの最初の請求	2,010
－その後の請求, 各月について	2,980

手数料の支払方法

(i) すべての手数料は, 国内官庁に支払わなければならない。

(ii) 国内手数料の大部分は, セルビア共和国の予算口座, No. 840-30880845-62 (97 41-601), 参照No. 97, 続いて自治体コード及び管理番号を記入して, 郵便為替, 郵便送金又は銀行送金によって支払わなければならない。支払にはすべて, 完全な出願番号, 出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示する。

(iii) 外国からの支払方法は用意されていない。

3 脚注1を参照。

様 式（附属書RS. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 RS. II 国内処理申請様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_rs.pdf